# 四日市市犯罪被害者等支援条例



## 令和元年 10 月4日施行



シンボルマーク「ギュっとちゃん」

#### はじめに

- 犯罪等により被害を受けた方およびそのご家族またはご遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、といった直接的な被害に加え、周囲の偏見や心無い言動等による心身の不調、経済的な損失等の「二次被害」や、加害者からの「再被害」や再被害を受けるかもしれない恐怖、不安等に苦しめられています。
- このため、四日市市では、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的に「四日市市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

#### 条例の基本的な考え方

- 🥌 社会全体で、犯罪被害者等に対する支援を推進します。
  - 犯罪被害者等の支援が円滑に受けられるようにします。
- 犯罪被害者等に寄り添い、心身の状況の変化に応じた途切れることのない 支援を行います。

#### 主な取り組み

- 市民の皆さんの犯罪被害者等支援についての理解が深まるように、広報・ 啓発活動を積極的に行います。
- 犯罪被害にあった直後の経済的負担の軽減等を目的として、犯罪被害者等に対し「支援金の支給」や「日常生活の支援」を行います。



#### お問い合わせ先

四日市市役所 市民文化部 市民協働安全課 電話:059-354-8179 Fax:059-354-8316

E-mail:shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp

ホームへ° ージ: https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/index.html

### 四日市市犯罪被害者等支援制度の概要

#### 対象となる犯罪

▶日本国内または日本国外にある日本 船舶もしくは日本航空機内において 行われた人の生命または身体を害す る故意の犯罪です。

#### 故意による犯罪被害

- - ※過失による犯罪は、対象外です。

#### 支援金・給付金が受けられる犯罪被害者等の資格

- ▶ 犯罪被害が発生した日において、四日市市内に住所を有していた人。
- 別犯罪被害者と加害者との間に、3 親等内の親族関係がある場合は、給付対象外となります。
  - ※ただし、被害者が 18 歳未満の者を監護していた場合もしくは、犯罪行為が児童 虐待、高齢者虐待、障害者虐待のいずれかに該当していたとき等は除きます。

#### 支援金と給付金の種類

#### 遺族支援金【30万円】

- 犯罪被害者の第一順位遺族が支給の 対象。
- 遺族の範囲と順位 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事 情にあった者を含む)②子③父母④孫 ⑤祖父母⑥兄弟姉妹

#### 家事援助費用の給付

- ◎調理・洗濯・住居の掃除および整理整頓
  - ・生活必需品の買い物・通院等の介助
  - ·その他市長が必要と認めるもの 【 b四 z 000 四 /時間 x b四 z 0 時間
- **◎**【上限 3,000 円/時間×上限 30 時間】

#### 重傷病支援金【10万円】

犯罪被害によって重傷病(療養の期間が1カ月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷または疾病)を負った犯罪被害者本人が対象。

#### 一時保育費用の給付

- 子育て短期支援事業(児童福祉法第6条の3第3項)·一時預かり事業(同条7項)·子育て援助活動支援事業(同条14項)
- ◎【上限3,000円/日×上限5日】

#### 転居費用の給付

- 家具等の搬送に要する費用・敷金・礼金・仲介手数料・火災保険料・保証料・その他の費用
- 【上限 20 万円】

#### 家賃の給付

- 賃料·使用料等
- 【月家賃の 1/2(上限 35,000 円)×
  上限 6 カ月】

#### 支援金・給付金の申請について

申請窓口は、四日市市役所市民文化部市民協働安全課です。 申請について、詳しくは市民協働安全課までお問い合わせください